

福岡アジア美術館施設拡充等基本設計者選定に係る発注者支援業務委託
仕様書（案）

1. 名称

福岡アジア美術館施設拡充等基本設計者選定に係る発注者支援業務委託

2. 業務の目的

福岡アジア美術館（以下、「アジア美術館」という）は、1999年（平成11年）にアジアの近現代美術を系統的に収集し展示する世界に唯一の美術館として開館して以降、その先駆的な取り組みによって、市民の貴重な財産となっているが、その価値や魅力を広く市民に届け切れず、十分に活かされていないことから、令和5年度より魅力向上の検討を行っている。これまでの検討を踏まえ、アジア美術館の拡充先を「警固公園地下」としたうえで、福岡アジア美術館 施設拡充等基本計画（以下、「基本計画」という）策定に関する検討を進めているところである。

警固公園地下への施設拡充に係る基本設計にあたっては、この基本計画の内容を十分に理解し、これを基本設計に的確に反映できることに加え、建築や公園（造園）、土木設計に関する知見を有する優れた設計者が求められることから、基本設計者公募の実施を予定している。

今回の業務は、基本設計者選定に向け、基本設計委託の発注手続きを適正かつ円滑に実施するため、公平性・透明性・客観性の確保及び手続き上のリスク低減を図ることを目的とする。

本業務の受注者は、基本計画の内容を十分に踏まえつつ、その目的に鑑み、必要となる設計と条件や評価基準、実施要領案の策定を行うための整理や評価委員会（仮称）の運営補助等を適切に行い、優良な基本設計者を選定するための支援を行うものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4. 履行場所

福岡アジア美術館（福岡市博多区下川端町3-1）

5. 業務内容

受注者は基本設計者選定手続きについて、設計と条件の整理から基本設計者選定に至るまでの手続き全般を支援する。

(1) 基本設計者公募前段階における支援

(ア) 前提条件、設計と条件の整理・作成支援

- ・基本計画を踏まえ、実施要領への反映に向け、本市において作成する前提条件や設計と条件の精査を行う。

- ・参画意向を高め、多彩なデザイン提案を募る事業条件の精緻化を図るため、本市が実施する事業者ヒアリングへの助言等の支援を行う。なお、対象事業者（5者以上を想定）は本市と協議の上、決定する。
- ・関係法令・指針、他自治体事例等を踏まえ、手続き上想定されるリスク（恣意性、要件不備等）の整理及び対応方針に関する助言

(イ) 評価基準・参加資格・要件整理等実施要領作成に係る支援

- ・公募資料全体の作成支援及び整合性確認、助言（評価基準、募集条件、提出書類、審査方法等）
 - ・評価基準及び配点構成の明確性及び客観性の観点からの精査（特定の者に有利又は不利とならない評価基準となっているか）
 - ・参画の裾野を確保しつつ、事業の確実な遂行が可能となる要件設定の確認
- ※公募資料の最終作成・決定は本市が行う。

(2) 公募開始後、選定手続き段階

(ア) 質疑回答支援

- ・回答内容が公平性・透明性の観点から適切であるかの確認
- ・必要に応じた補足資料・追加公表対応に関する整理及び助言

(イ) 審査段階における支援

- ・応募者から提出された書類（参加表明書や参加資格・要件確認書類、技術提案書等）について、内容を確認した上で、比較しやすいように整理する。
 - ・審査にあたっての技術面及びその他の留意点に関する助言
- ※参加表明と2段階の審査を想定。なお、二次審査は公開を想定。
※審査・評価については、本市において実施するものとする。

(3) 評価委員会の運営支援

- ・公平・公正な審査が行われるための評価委員会の進行への助言、説明資料の作成支援
 - ・評価委員会の技術的な質問回答への支援等の運営補助
 - ・議事概要や講評等の確認
 - ・公募を通じて、市民等の機運醸成を高める取組みの提案、実施
- ※公開審査への周知、市民等の参加等を想定
※委員の選定、審査・評価については、本市において実施するものとする。
また、会議日程の調整及び委員報償、旅費の支払いは本市が行う。

(4) その他

- ・本市からの求めに応じた、基本設計者選定手続き全般に関する助言および支援

6. 概ねのスケジュール（想定）

令和8年	4月	契約
	4月～	評価基準作成
	6月	公募実施に向けたとりまとめ
	8月～	設計公募開始
		審査等実施 ※参加表明と2段階の審査を想定。なお、審査は公開を想定。
令和9年	3月	成果物の提出

7. 業務実施体制

- (1) 受注者は、業務を円滑かつ適正に進捗するために契約締結後、速やかに業務履行のための適正な人員と体制を整えなければならない。
- (2) 受注者は、本業務における管理技術者を定め、管理技術者届、業務従事者名簿（各専門分野の責任者を含む）を業務着手後速やかに本市に提出すること。
- (3) 管理技術者は、一級建築士の資格を有し、受注者と契約締結日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 受注者は、本事業に関連する専門知識及び経験を有する者を適切に配置し、業務を行わせること。
- (5) 受注者は、業務の円滑かつ適正な進捗を達成するために、本市との協議等の主たる窓口となる者を業務担当者として配置しなければならない。

8. 成果物の提出

本業務の受注者は、本契約の契約期間を期限として、以下の成果物を提出すること。

- 評価基準・配点整理資料
- 実施要領等に関する助言内容整理資料
- 評価委員会運営支援資料
- その他、業務実施により作成した資料一式

※納品方法は 紙2部、電子データ2部とする

9. 完了報告及び検査

受注者は本業務を完了したときは、令和9年3月26日までに、8.の成果物及び完了届を本市に提出し、本市の検査を受けるものとする。

10. その他の留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、本市と十分協議・連絡をとりながら業務を遂行すること。
- (2) 業務の実施にあたって、外部協力者に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先との間で締結する契約書及び守秘義務に関する誓約書の写しを当該再委託契約後速やかに本市に提出し、その再委託先に対し、業務の実施に関して知り得た情報・秘密を漏らすことがないよう情報管理を徹底させること。なお、再委託先がさらに業務の一部を外部協力者に再々委託等する場合も同様とする。

- (3) 本業務の遂行にあたっては、受注者及び再委託先（再々委託以降を含む。以下「受注者等」）は、関係法令等や契約書、本仕様書を遵守するとともに、本市と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (4) 受注者等は、常に専門コンサルタントとしての中立性を堅持するよう徹底して努めること。
- (5) 本業務の成果物及び履行で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は本市に帰属する。受注者等は本市の許可なく成果物等を、公表又は第三者に貸与してはならない。
- (6) 受注者等は、業務完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに成果物の訂正を行うこと。なお、訂正に要する費用は受注者の負担とする。
- (7) 受注者等は、本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、本市の承諾を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、また委託契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 受注者等は、これまでの検討経緯や基本計画の内容を十分に理解の上、本業務に係る支援を遂行すること。
- (9) 受注者等は、審査過程における疑義等が生じることがないように、公平性と透明性の確保に最大限に努めること。
- (10) 本業務の受注者及び受注者と資本面及び人事面等において関連を有すると認められる者、利害関係者等（※）は、当該事業の基本設計業務委託プロポーザル等に参加し又は設計事業者及び協力会社として参画することはできない。なお、受託者から本業務の一部を再委託された者も同様とする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする

※資本面において関連を有する者：受注者等の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

人事面において関連を有する者：受注者等の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合